

第1章 基本的な考え方

1 子ども読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律¹ 第2条）であるとともに、乳幼児期の読み聞かせから始まる子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達的にも大きな役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために大きな役割を果たします。

なお、読書によって培われた力は、これからの時代を切り開いて行く子どもたちにとって大きな糧となり、子どもの持つ無限の可能性や夢を広げる基礎となります。

また、読書活動推進により、子どもたちが自ら本を読む楽しさを知り、読書に親しみ、読書習慣の基礎を築き、生涯にわたり自ら学ぶ意欲を育てることにつながります。

2 計画の背景と推進

国では、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、現在は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画²（第五次）」を策定し、発達段階ごとの効果的な取組、読書への関心を高める取組を充実させるための様々な方策を挙げています。

県では、「ふくしまの未来をひらく 読書の力」を基本理念とした、福島県子ども読書活動推進計画³が策定され、「子どもが読書に親しむ機会の充実」、「子どもの読書環境の整備と充実」、「子どもの読書活動についての理解の促進」の三つの基本方針が示されています。

矢吹町では、「矢吹町子ども読書活動推進計画（第一次：平成24年3月、第二次：令和元年9月）」に基づき、様々な読書活動に取り組んでまいりました。

なお、この間、学校司書の配置や学校における多様な読書活動の取組の広が

¹ 子どもの読書活動の推進に関する法律：平成13年12月12日公布。

² 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画：政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を示すもの。

³ 福島県子ども読書活動推進計画：福島県教育委員会が福島の子どものすべての子どもたちが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう策定している。第一次（平成16年3月）、第二次（平成22年3月）、第三次（平成27年2月）、第四次（令和2年2月）。

りとともに、保護者や地域ボランティア⁴と幼稚園⁵・保育園⁶・学校⁷・図書館⁸等との連携による読書活動がより推進されるようになりました。

加えて、矢吹町複合施設 KOKOTTO⁹（以下、複合施設）が令和 2 年 10 月に開館しました。読書活動の分野においても、複合施設の完成により、子どもから社会人、高齢者まで様々な年代、そして町内外を問わず様々な方が利用し、施設としての複合化の利点を生かした活動が行われております。

さて、近年、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大や、GIGA スクール構想¹⁰による学校の ICT¹¹環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性があります。

さらに、「不読率¹²」の調査を見ますと、全国的な傾向と同様に本町においても不読率が高く、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向が依然として改善されておられません。

加えて、令和 2 年度から令和 4 年度にかけての 3 年間は、新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもたちにとって、度重なる学校の臨時休業、町図書館の利用制限等を余儀なくされ、図書へのアクセスがしにくい状況が続きました。一方で、子どもたちの自宅学習の時間が増え、家庭による子どもたちの読書活動の差が顕著です。

そうした中、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」では、子どもの読書推進上の課題として、「自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年で不読率が特に上昇し、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加している」という指摘をしています。その状況は本町においても同様であり、読書習慣の形成を一層効果的に図ることが求められています。

急激に変化する時代においては、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動

⁴ 地域ボランティア：本計画では、「地域ボランティア」と記した場合、学校教育ボランティア登録団体・個人や PTA 保護者による読みきかせ団体等を指します。個別のボランティア名で記した場合は、そのボランティア団体のみを指すものとする。

⁵ 幼稚園：本計画では、「幼稚園」と記した場合、矢吹幼稚園・中央幼稚園・中畑幼稚園・三神幼稚園を指します。個別の幼稚園名で記した場合は、その幼稚園のみを指すものとしします。

⁶ 保育園：本計画では、「保育園」と記した場合、ひかり保育園を指します。個別の保育園名で記した場合は、その保育園のみを指すものとする。

⁷ 町立学校：本計画では、「学校」と記した場合、矢吹小学校・善郷小学校・中畑小学校・三神小学校・矢吹中学校を指します。個別の学校名で記した場合は、その学校のみを指すものとする。

⁸ 矢吹町図書館：本計画では、「図書館」と記した場合、矢吹町図書館を指します。

⁹ 複合施設 KOKOTTO：複合施設は「図書館」・「公民館」・「子育て世代活動支援」・「観光交流」の 4 つの機能を集約した施設となっており、それぞれの施設が連携した活動が行われている。

¹⁰ GIGA スクール構想：1 人 1 台の情報端末を全国の小学校と中学校に配備し、学校において新しい学びの形を実現するための構想です。2019 年 12 月に、文部科学省から発表。

¹¹ ICT：情報通信技術を活用したコミュニケーション。

¹² 不読率：1 か月の間に 1 冊も本を読まなかった子どもの割合。

を推進していく必要があります。

さらに、子どもたちの自主的な読書活動を推進するためには、学校だけでなく家庭・地域・図書館などがそれぞれの責任・役割を明確にし、連携・協力していくことが重要となります。

以上のことを踏まえて、矢吹町では、社会全体で子どもたちの読書習慣の形成を目指した「第三次矢吹町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

3 計画の目的

子どもの読書活動を取り巻く状況の変化を踏まえ、第二次計画における課題を検証し成果を継承するとともに、家庭・地域・学校の連携をより密なものとする事で読書活動の環境を整備し、子どもの読書活動をさらに推進していくことを目的とします。



なかよしおはなし会



おかあさんといっしょのおはなし会



読み聞かせボランティア養成講座



図書館見学



幼稚園の移動図書館利用



矢吹幼：年長児による絵本の読み聞かせ



三神小：幼小連携「図書委員による読み聞かせ」



中畑小：移動図書館利用



矢吹中学校：読書ボランティアによる読み聞かせ